

察したいと思うが、必ずしも明確に一線をもって画するごとくには
 いかない。重なり合うことしばしばあって、筆者を大いに悩ませた
 一因でもあった。

(1) 四辻殿

四辻殿とは、一条万里小路にあり、後鳥羽上皇の妃修明門院の御
 所をいう。後鳥羽上皇在位二十三年間中、十八度もの院御所造営移
 徙があつたが、この四辻殿は含まれていない。しかし、上皇が四辻
 殿に移られたほんの僅かな時間があつた。それは承久乱後のことであ
 る。上皇は高陽院から四辻殿に移され、再び鳥羽殿へ渡り出家、
 隠岐へと出発されている。

その四辻殿が「安嘉門院御所」となるまでの経緯を知る史料は乏し
 い。僅かに残された記述を元に、その経緯の跡を辿ることにする。

嘉禄元年八月三十一日（明月記）

女院女房婦参、今日渡御修明門院 暫可御彼御所云々（圈点
 は筆者が付す。以下同じである）

この条は、先にも触れた女院住居の動向を伝える最初のものである。
 ここにいう「女院」を安嘉門院であると理解したのは、次の条
 によつたからである。

同年二月十二日

安嘉門院今夜還御本御所 日来御于四辻殿（修明門院御所也）
 女房退出云々

また傍点を施した「本御所」こそ、「安嘉門院御所」であろうと
 考えたいところであるが、女院と最も縁りの深い「持明院殿」およ
 び「北白川殿」は、この時すでに無かつたのである（この事に関して
 は、それぞれの項で触れる）。だからこそ、大方を修明門院四辻殿に渡
 られたり、他の邸へ移徙されたりしていたと考えられるのである。
 この「本御所」という語を、定家はどういう意味に使っているのか
 不明である。なぜならば、本来いう「本御所」とは一箇所であるべ
 きはずなのに、この女院に関しては三箇所挙げることができるところ
 である。それらを一瞥すると、(1)九条殿、(2)一条殿、(3)冷泉殿など
 がそれである。他に、例えば七条殿へとあつても、目的の明かなも
 のは省いてある。

(1)は、九条兼実↓良経↓道家と嗣がれた邸である。

(2)は、(1)と同じ所有者であつて、一条室町にあるところから、一
 条室町殿とも一条東殿ともいう。一条西殿もあつたようだが、三度
 も焼亡し、また不吉なことが重なつた為に使用されることがなかつ
 たと、その間の事情を詳しく『明月記』（天福元年二月十日の条）に
 記されている。

(3)は、いささか問題がある。というのは、定家が「冷泉殿」「冷
 泉亭」と記している場合、別々のものとして書き分けているのか、
 あるいは「殿」を「第」という呼び方をするように、この両者も同
 じものなのか明確さを欠いているのである。冷泉殿といわれるもの
 に、「冷泉富小路殿（第）」と、「冷泉万里小路殿」がある。前者は
 西園寺公経の子実氏の邸であり、また後堀河院御所として使用され

(注3) 後者は四条隆親の邸である。いまこれらを詳しく言及することを避け、とにかく以上三箇所を「本御所」として使用されていたということに留め置く。

よって「嘉禄元年の條」に示す「本御所」とは九条殿を指すということが、後述の條で理解されるが、いま述べたように、一条殿、冷泉殿へも還御されているので、「本御所」については深く立ち入ることを避けたいと思うのである。

四辻殿が、いつ頃から女院の御所と呼ばれるようになったのか。

寛喜二年△三三〇▽一月廿六日 (明月記)

中務大輔為継来談近日安嘉門院御所御四辻殿之間、常祇候輩
寓直、知宗 為綱 高頼 高氏 来月朔之比修明門院令渡岡前給此御所可令立給之間有夢給云々

この条によると、四辻殿における女院への当直の順位を云々しているのであるから、この時期にはすでに、修明門院と同居ではあるが住んでいたと考えられる。修明門院が四辻殿を去るといふ希望を持たれていたという記述が他にもあるので、それらを併せて考えてみたいと思う。

(ア) 嘉禄二年△三三六▽九月廿七日 (明月記)

修明門院令去万里小路殿給、不知其故云々

(イ) 同年十一月三日 (書陵部蔵・経光卿記)

今日修明門院岡崎殿移徙也、元萱御所也此間修理今日渡御云々
(安貞三年改)
(ウ) 寛喜元年△三三九▽六月十七日 (明月記)

入夜女子参修明門院 近日可渡御二品中山近辺之間可参由一日
被仰云々被仰中山可為御所、不知其由云々

(エ) 同年八月十九日

修明門院可令渡住中山給之由、依申行雖有其事云々

の如くあって、先ず(イ)の條によると修理のための移徙であることが分る。定家はその事情を知らなかったために「不知其故」と言ったと思う。

それでは女院が、修明門院と同居ながらも四辻殿へ移徙されたのはいつ頃か、という疑問点に戻るとき、筆者は「寛喜元年」と考えるのである。(イ)と(ウ)の間には実二年という時間をもつが、そのうち『明月記』においては「安貞二年△三三九▽」を全く欠いていることから、この年次を實際上省かねばならないので、残る一年間を(安貞元年△三三七▽)検討してみると、

二月一日～十四日まで四辻殿へ渡御

三月十一日 八幡宮へ行幸

三月十四日～十八日まで北白川殿(御墓所)

○月○日～四月十八日まで北白川殿(〃)

十二月廿九日 入夜女房参安嘉門院。「此宮仕極難堪云々」

と僅かな記述しか見当たらない。十二月廿九日の條の御所の位置を確かめることはできないが、この年次においては、四辻殿への移徙はなかったと見ている。翌二年の記事を欠き、また他によって補うこともできないので、事実上安貞二年を検討する余地はない。

こうした曖昧さを残しながらも、「寛喜元年△三三九▽」を四辻殿

へ移徙の最初の年次としたのも、右に見た(ウ)・(エ)の條を考慮に入れたからである。四辻殿の修理は別として、修明門院自身が、この御所を出る必然性はどこにも見られないのである。やはり安嘉門院への配慮によるものと解したい。実際には同居の型をとられていたことは、「寛喜二年入三三〇」の條⁷⁰で見た通りである。このまゝにしてはおけない不都合の生じるとは当然であって、急遽「安嘉門院御所地」を求めさせるといふ事態が起きたのである。そのことは次の條に依って理解される。

寛喜元年入三三〇十月十七日 (明月記)

安嘉門院御所地(冷泉油小路)三戸主被召、可給其替之由、去夏内覽奏聞事切了、早可宛給由被仰、而信盛于今抑留、不重仰下云々

この冷泉油小路辺りでの造営が実現していないことは、次の計画のあることを見ても分る。

寛喜二年入三三〇七月廿三日 (明月記)

持明院殿西可被立御所、西渡殿一間細川庄可造、兼敷設御簾白砂宛之、未聞事歟、不可申是非、申承由、十月事始云々

この「持明院殿西可被立御所」なるものが、安嘉門院のものであるということは、「嘉禎三年入三三〇新御所移徙」の記述によるからである。造営に当り、西渡殿一間と附設の簾、白砂を割当てられ

たと定家が述べていることから見て、かなり具体的に計画されていることが理解される。

次に、四辻殿を御所とされていたのはいつ頃までか、ということを考えねばならない。

嘉禎元年入三三〇一月三日 (二十一卷本・玉藥)

公家御方違本所事有沙汰五辻女御代社申破損北白川有法華堂、四辻安嘉門院頗有凶号院御所也此第并今出川□□貴官庁修理不可叶切以高嗣見□五辻殿無殊破損云々

明瞭さを欠く記事であるが、傍点を付した「四辻安嘉門院」は「院御所也」と言っている点に注意したい。「頗有凶」の意味が理解しにくいところだが、「此第并今出川」の「修理不可叶切」といっているのも、その意味を指すのか。問題は年次である。この條に従えば、「寛喜二年入三三〇一月廿六日の條」⁷⁰から五年経過していることになる。つまり、この時にはまだ四辻殿での生活があったという考え方も成り立つわけである。しかし、『玉藥』の示す嘉禎元年入三三〇の前年、文暦元年入三三〇には、北白川の地に「安嘉門院御所」なる所在が認められるのである(次項で触れる)。となれば『玉藥』の示す年まで、四辻殿御所としての生活があったという証左にはならないのである。

また次の記述をどのように解釈するか。

仁治元年入三三〇十二月一日 (平戸記)

伝聞一夜不聞其日群盜推參修明門院依此怖畏先日令去崎給渡御、四辻堂御所近日御坐之間也、女房皆悉遇其殃結句奉剝仙院□乱代至極歟

傍点を付した部分を見れば、修明門院が四辻殿へ戻られたのは最近のことだという。それ迄はやはり「安嘉門院四辻殿」であったのだらうか。そう解釈すれば、四辻殿は女院の御所としての名称を長く留めていたことになる。事実上の生活のなかつたことはいま述べた通りであり、また仁治元年といえ、女院が北白川御所より新造された持明院西殿へ超遷されて三年目に当る年でもある。

このようにして、年次の上で疑問が残るのは残された記録が僅少なるがゆえに、疑問とするところが多いのかも知れぬ。という自己弁護をもって、筆者は次のような結論を出す。

女院の四辻殿での生活の期間を、寛喜元年から同三年までと考えている。なぜ寛喜三年とするのかという論拠は、他の「安嘉門院御所」との関り合いをもって示さねばならないので、重複を避けたいので、ここでは結論を述べるに留めておきたい。

(2) 持明院殿

持明院とは、もと藤原基家の私邸であった。また院司として使用された最初が守貞親王（後高倉院）である。まもなく貞応元年（三三三）に炎上したため、院司を西園寺公経第（今出川殿）に移したということである。^(注4)よって、守貞親王崩御を載せる『吾妻鏡』が、持明院で亡くなったとしているのは誤りであらう。

嘉禄元年（三五）一月十三日（明月記）

持明院御所造営 二月事始 六月上棟 八月移徙。

とあって、災上後二年目にして造営計画のあることが分る。その後、右の各月に該当する記事はないが、

同年十二月十六日

持明院之造作後了、元三依御所闕如、俄安嘉門院可渡御右幕下亭、土用以後此沙汰出来之間、不加修理云々

最初の計画通り「八月移徙」はならなかったのである。結局は、翌嘉禄二年の八月五日に移徙される予定のあることが次の条で分る。

嘉禄二年（三六）七月廿一日

両女院持明院殿修造之後御渡来月五日。

同年七月廿九日

持明院殿御渡無儲日造作之体、今日見之、更難出来云々。

定家は、造作の出来ばえから八月五日の移徙を危んでいるのであるが、予定通り八月五日超遷となった。炎上して三年目である。定家が「更難出来」と洩らしているように、その工事に無理があったのだらうか、八月五日の條の、

造作之体疎荒、凡卑如一日、棧敷假屋破壊、定無其程歟。

と、定家の率直な感想に興味をもつ。

その後、定家が「俄而行持明院、惣門辺伺見、無車馬之員數、殿上人少々参入」とか、「参持明院殿、無人不便由、被申博陸云々」といった感想を洩らしているように、持明院殿に対して、万端行き届いていたとはいえないようである。

さて「嘉禄二年八月五日の條」によると、

北白川院持明院殿御渡云々依女院御幸持明院事被超遷、頗失家之面目歟。

とあって、「兩女院持明院殿修造之後御渡云々」(嘉禄二、七、廿一の條)のように、この日の移徙は兩女院でなく、北白川院だけのようである。ただ『經光卿記』によると、持明院殿において「乱舞」を催されたとき、「於東封南庇安嘉門院御方有」(嘉禄二、十一、十六の條)と記している。がこれは、女院が持明院殿「東封南庇」で「乱舞」を観覧されていたということで、ここを住居とされているとは解しがたい。なぜならば『明月記』の「寛喜元年△三九▽十月十七日の條」に示された「安嘉門院御所地(冷泉小路)云々」と女院の御所造営計画があること、また寛喜元年には四辻殿へ渡られていること(この二点はすでに触れた)などからみて、八月五日の持明院殿移徙は、北白川院だけであつたと解する。

次に安嘉門院の御所としての持明院殿を考えると、次の二つの時期があつたと考えられる。

- (1) 北白川院が北白川殿へ移徙された後の「持明院殿」をいう。
- (2) 持明院殿の西隣に造営された「持明院西殿」をいう。

それでは(1)へ至るまでのこと、そして更に(2)へ至るまでの経緯を考えてみたい。

(ア)「嘉禄二年△三六▽八月五日」の持明院殿移徙は北白川院だけであつたこと。

(イ)「寛喜二年△三三▽一月廿六日」よれば女院は四辻殿におられたこと。

(ウ)「安嘉門院御所」造営計画が二度ある事。

① 冷泉油小路辺り(寛喜元年十月十七日の條)

② 持明院殿西隣り(寛喜二年七月廿三日の條)

(エ)「寛喜二年△三三▽七月」頃には北白川殿(故院御所)が造営されていること(詳細は次項で)

先ず動かし難い事項を挙げてみた。それで(1)と(エ)を関連をもつて考えねばならない。(エ)の年、北白川院は持明院殿より北白川殿へ移られたと考えられ、その後女院が持明院殿へ入られたと考えられる。その根拠となるものは、

天福元年△三三▽二月五日 (明月記)

齋宮已令入持明院殿給之由雜人等称之甚早速云々安嘉門院御堂御所云々

とあって、姉利子内親王が入内のため持明院殿に入られたが、それは「安嘉門院御堂御所」であるという。更に次の條を見ると、

同年九月十二日

……雑談之後各参御所、月前安嘉門院……病後初参之由、即被参簾中仍退出云々

同年十月十日

未時許参安嘉門院之間、持明院殿仍参入……自昨日例御胸令
発病、謁女房驚申、近年此御事常令発御、今年已二度云々

「九月十二日の條」の御所の位置は、「十月十日の條」から考えて
同じ持明院殿と思う。

次に、(2)に至るまでの女院は、どこを御所としていたかという事
になる。それは(1)の持明院殿から、北白川安嘉門院御所へ、そして
(2)の御所への超遷ということになるのである。この北白川御所のこ
とは、次項で触れることになるのだが、簡単に触れると「文暦元年
△三三〇▽七月廿九日の條」(明月記)に従ったのである。即ち定家
の邸より「東方有火」って、その場所を尋ねさせると「安嘉門院御
所」もしくは「其北安嘉門院浄土寺」近辺であったと記している。
またここにいる「安嘉門院御所」が北白川の地にあるという根拠
は、後日、持明院西殿へ移る際の道順によるものと、いま一つには
翌嘉禎元年△三三五▽六月八日、定家が「リングゴ一籠」を「安嘉門院
北白川殿」へ進めたという記述によるものである。以上を整理して
みると、

- (1) 寛喜元年△三三〇▽同三年△三三三▽頃までを四辻殿。
- (2) 寛喜三年または貞永元年△三三三▽頃持明院殿へ移徒。
- (3) 文暦元年△三三〇▽頃、安嘉門院北白川殿へ移徒。そして次を加
えるならば
- (4) 嘉禎三年△三三三▽十二月、新造持明院西殿へと超遷される。
女院御所造営に関して、具体的に計画が立てられたのは、なんと

言っても右の(4)の御所だけであった。定家が示した最初の着工予定
日は「十月事始」(寛喜二年七月廿三日の條)であったが、完成は
七年後の嘉禎三年である。工事の進展は捗々しくなかったのか、そ
の間の事情を伝えるものはない。また『明月記』も、嘉禎元年△三
三五▽十二月の條をもって散佚しているのである。

嘉禎三年△三三三▽十二月廿六日 (俊経記)

天晴風静今夜安嘉門院新御所御移徙也、……北白川殿惣門西
行、河原南行、一条□富小路北行、至持明院大路……今度大略
被用建久八条院御移徙例云々。

と、多くの奉行を従えた行列のさまは、ゆらめく松明と牛車の軋く
音と共に、夜の都大路に鮮かな絵巻物が繰り広げられたようであっ
たと想像する。「此御方無殿上云云」といわれた安嘉門院も、つい
に安住の居を見出されたのか、この日より十四年間を過されてい
る。その後女院に関する記事が吾人の目に触れるのは、建長三年
△三三五▽以後の北白川御所での生活についてである。

(3) 北白川殿

高野川が鴨川に注ぎ込む辺り、丁度その鴨川を挟むようにして東
に吉田泉殿(公経第)、西に定家邸があった。公経第より更に東へ
行くと白川が流れる。^(注5)「安嘉門院北白川殿」は、白川の手前に位置
していたようである。

この御所を位置づける根拠となったのは、現在の浄土寺馬場町辺

りに、『明月記』（文暦元年七月廿九日の条）の火事の記述を置き、更に「持明院西殿」移徙の路次に合わせたものであり、また「安嘉門院浄土寺」は、現在の慈照寺（銀閣寺）辺りに位置していたらしい。^{（注6）}
定家が、北白川故院（後高倉院）御所跡を訪ねたときの模様を次のように伝えている。

嘉禄元年八月三五〇十月廿二日（明月記）

参北白川故院御所、少々見廻地形之勝、^{（誤脱アルペン）}繼猶以君他当渭陽之榮、還為荒廢之地、風流足惜、見右武衛近日新造之居云々

守貞親王歿後二年目ということになる。この日の記述には「近日新造云々」となっているが、実際には実現されなかったようだ。それは次の条によって理解される。

^{（寛喜元年と改元）}
安貞三年八月三三〇三月二日（明月記）

已時許竊入觀光院、往年花樹之跡、一株古木残、堂宇傾毀……
悲痛無極……次又見北白川殿、是又大破、事與心相違

同年五月十四日

北白河殿相国被修造之間光俊卿奉行

定家が相国（公経）に具申したのであろうか、「北白川故院御所」は、守貞親王亡き年より六年の歳月を経た後、着工されるようになった。その完成の日は定かでないが、次の條から推して、一年後には完成していたと思われる。

寛喜二年八月三三〇七月廿六日（明月記）

^{（道家息慈源をいう）}
若君御出家来月七日受戒八日北白川造営以後御渡廿日、彼是經營之由等也……可供奉行幸明後日歟（明後日の行幸延引となる）同年八月廿一日
今夜北白河殿造営之後御渡御幸云々

といったように、定家が示した北白川殿は「故院御所」であり、北白川院が持明院殿へ超遷されて後、四年目にして再びこの地に建つたのである。

さて、「安嘉門院北白川殿」が、突然にして文暦元年八月三三〇七月廿九日の記録に現われるのである。右の條で見たように、「荒廢」とか「大破」しているといった具体的な語もない。また造営もしくは修復といった記述もない。しかし、この事に関しては、現存する『明月記』そのものに完全性を求められないので無理からぬことと思う。

文暦元年八月三三〇七月廿九日（明月記）

東方有火程久可然、河東遠而不知其程不見、下人等畏乱世間而不行南、今朝尋申與心房、使不帰以前辰、^{（家敷）}乾有火、驚見不遠、進軍於安嘉門院御所帰来云、御所東隣云々地藏堂々一字焼了、火燄云々興心房北一町余馬場と云辺下人小屋一村焼云々村中有堂云々其北安嘉門院浄土寺云々

これは何度か触れた條である。右に挙げた「故院御所」（寛喜二、七、廿六の条）と関連をもって、女院の北白川御所造営年次を考えた

いと思う。

女院北白川御所もまた、「故院御所」と同じ年に建てられたのであろうか。それとも、文暦元年に建てられたもののだろうか、という疑問をもつ。もし「故院御所」と同年ならば、女院は四辻殿から持明院殿（北白川院のあとに移られたことはすでに触れた）へ移徙される必然性はない。ここで次の條について考えてみたい。

寛喜三年^{八三三}十月十二日（吾妻鏡）

今日安嘉門院御所并神仙苑修理支有其沙汰云々

ここでは女院御所の具体的な位置を示していない。先項（四辻殿）で、「女院が四辻殿に在住されたのは寛喜三年ごろと考える」という事を述べた理由と共に、この条について考えをすすめたいと思う。

先ず『吾妻鏡』にいう「安嘉門院御所」の修理は、「四辻殿」もしくは「北白川殿」のいずれかであると考えねばならない。仮りに「四辻殿」修理の為に、すでに見たように持明院殿へ移られたとするとなればその後の記事に「四辻殿」が触れられていなければならぬ。「北白川殿」の記述の最初文暦元年であることはすでに述べたが、女院は持明院殿から「四辻殿」へ移られたのではなく、「北白川殿」へ移られているのである。よって「安嘉門院御所」の修理は「北白川殿」であったと考える。また、「安嘉門院北白川殿」が早くから存在していたならば、女院は「四辻殿」へ移ることもなく、度々訪れられている北白川殿のことを、定家はわざわざ「墓所也」と記すこともなかったと解するのである。

『吾妻鏡』にいう寛喜三年^{八三三}の修理の沙汰が、直に着工されたか否かは分らないが、文暦元年^{八三三}にはじめて見る「安嘉門院北白川殿」の記述まで三年経っている。その間の女院の住居のことは、すでに「持明院殿」の項で触れた通りである。

女院が、再びこの北白川の地を離れられるのは、持明院西殿が新造されたからである。この事はすでに示したので、女院不在の北白川御所について触れておこう。ここは姉式乾門院の御所となったのである。

（暦仁元年と改む）
嘉禎四年^{八三三}十月十八日（経俊卿記）

安嘉門院可有御幸中野殿……今夜皇后宮即自彼御所可行啓徳大寺大納言亭云々……抑中野殿者安嘉門院御所也、皇后宮令借請御歎云々

右の條は、同年十月四日に崩御された母北白川院陳子の仏事を伝えるものである。ここに示す「中野殿」という名称について調査したが、手懸となるものすら見付けることができなかった。昨年まで住んでおられた「安嘉門院北白川殿」であることは確実である。一夜女院御幸の為に、式乾門院は徳大寺亭へ移るといのである。更に、式乾門院御所となっているとと思われるものに、

寛元三年^{八三三}九月廿四日（平戸記）

今朝辰剋許白河尼姫宮後高倉院御女御閉眼……於北白河御所式乾門院御所也云々

とあって、式乾門院の妹と同居であったらしい。そして六年後、建長三年（三五）一月二日、式乾門院は、この御所で亡くなったのである。

安嘉門院の動向を伝えるものは、北白川院葬送の日と、その後の仏事に関する記述があるだけで、以後のことはどの残闕日記よりも執えることはできなかった。再び、僅かながらもその後を伝えるのは、次の條に示す年次まで待たねばならぬ。

建長六年（三五）七月廿三日（経俊記）

今日安嘉門院御幸北野并嵯峨也……辰刻参北白川殿。

正嘉元年（三三）三月廿六日（経俊記）

去年強盜等雖□□入安嘉門院御辺并法勝寺公文所祇園社辺隱遁都鄙在所難知

文永四年（三六）一月十日（統史愚抄）

（後嵯峨）
一院幸北白川殿安嘉門院御所

建治元年（三五）二月廿七日（仁部卿記）

長講堂御懺法結願依六條殿焼亡……於安嘉門院御所北白川殿懺法結願云々

同年一月十二日（一代要記）

（龜山）
新院為三方違幸北白川殿安嘉門院御所

以上断片的ながらも、建長以後の女院御所の位置を求める手懸となる。安嘉門院が、再び北白川の地に戻られたのは、式乾門院崩御の建長三年（三五）であったと想定する。両親、兄、姉、そして弟

に当る後堀河天皇、その子四條天皇と、菩提を弔うために住む場所といえ、女院にとってはこの北白川の地以外にはないはずである。そして弘安六年（三八）九月四日、七十五年の生涯を、この北白川殿で終えられたのである。

最後に触れておかねばならないことがある。『京都叢書』に

。安嘉門院、北白川殿付安養寿院

（増鏡云）

。安嘉門院又安養寿院といひて山の傘なる御堂にはつねにたてこもらせ給ひて御観法なとあると云々

とあるが、この「安養寿院」について傍証すべき史料をもたない。しかし次の条を見て考えるに、

弘安元年（三三）十月三日（兼仲公記）

北白川院御忌安養寿院在北白川御八講始、室町院御沙汰云々

同年十月三日

（勘仲記）

晴着楚々束帯参北白川殿、依安養寿院御八講奉行也、為室町院御沙汰云々

とあるところから、先ず考えられることは「安養寿院」と呼ばれるものがあつたこと、それが北白川の地に所在するものであることが分る。次に、それが「安嘉門院御所」に属するものなのか、「白川院御所」のものであるのかを考えるとき、文暦元年の女院御所近辺の火災を伝える中に、「安嘉門院浄土寺」以外には触れていないことや、右の条によると「北白川院御忌」とあるから、北白川院御所のものではなからうかと思う。御所そのものの別称なのか、あるいは別のものなのかを確かめることはできない。「山の傘なる御堂」

に従うならば、御所とは全く別の所にあったとしなければならぬ。その御堂で、女院の仏道三昧の生活があったというならば、それは建長三年（三五）以後弘安六年（三三）までの、北白川御所での生活の中にあつたと考えるべきであろう。

△第一部▽においては、専ら安嘉門院御所の位置を求めることにした。そのさまは複雑に絡み合った糸のようであり、それを解して平面的に並べ替え、一本の糸に繋ぎ合せる作業を十分に行わないうちに、与えられた紙面を費してしまったようである。

△第二部▽においては、安嘉門院の周辺を考察する。その中に阿仏尼一族のいることは言うまでもない。また年表は、△第二部▽に附すことにする。

(注1) 龍爾著『鎌倉時代』下巻

(注2) 『公衝公記』（史料纂集）（弘安六・九・四の条）に「今晝寅剋安嘉門院崩御云々御遺跡事室町院御汰沃云々」また「龜山上皇と安嘉門院とは親子の儀あり」と『公衝公記』（弘安、六、九、四の条）に記されている。

『勤仲記』（弘安七・八・廿八の条）「上皇自今日北白川殿為御所……御伝領之後始有臨幸云々」

(注3) 『明日記』『史料纂集』（天福元年の残闕）

(注4) 『鎌倉時代』（注1）（下）・御所炎上は同著年表による。

(注5) 『京都歴史』（2）別添地図による。

(注6) 『京都歴史』（2）別添地図解説P・30

※『明月記』については、すべて「国書刊行会」の発行三巻本による。

(注A) (P.71) 「不聞其日」とあるように、この事件の起きたのが仁治元年十二月一日でないことは確かであるが、この条を考えるに、この事件は古いものではないと思われる。